

香川県・徳島県・高知県広域連携プロモーション事業
「シンガポールの旅行会社・メディア招請ツアーに係る企画及び運営等業務」
の企画競争実施要領

1 趣旨

シンガポールは訪日リピーター率が非常に高く、新たな魅力を求めゴールデンルートから地方へ訪問する傾向があるが、四国においてはこれら需要を十分に取込めていない。しかし旅慣れたリピーター層にとっては開拓の余地が大きい観光地であり、中でも、最大のキラコンテンツである「食・収穫体験」などを組み込んだ“フードツーリズム・カルチャーツーリズム”をテーマとしたコンテンツを切り口に、四国3県での滞在時間を増やした旅行商品の造成を図る。

2 概要

- (1) 業務名 香川県・徳島県・高知県広域連携事業
「シンガポール旅行会社・メディア招請ツアーに係る企画及び運営等業務」
- (2) 委託期間 契約締結日～2019年3月13日(金)
- (3) 契約限度額 3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 業務の内容 香川県・徳島県・高知県広域連携プロモーション事業
シンガポールの旅行会社・メディア招請ツアーに係る企画及び運営等業務
仕様書(別紙1)のとおり

3 事務を担当する部署

- (1) 名称
公益社団法人香川県観光協会 担当者: 藪根、尾崎
- (2) 所在地
〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
- (3) 連絡先
TEL: 087-832-3363 E-mail: kanko@pref.kagawa.lg.jp

4 応募資格

本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に準じ、指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

- (4) 事業所所在地の県税等に滞納がない者
- (5) 技術及び設備を有し、過去3年以内に本業務と同種の業務を受託した実績を有する者。

5 応募申込書の提出

応募申込書(様式 1-1)および応募者概要書(様式 1-2)に必要事項を記入・押印の上、応募資格要件に適合していることを証明する書類を添付して提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで郵送(期間内必着)又は持参

(2) 受付期間

2019年9月2日(月)から2019年9月9日(月)17時まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) その他

- ・応募要件の確認結果は、9月10日(火)中にメール連絡します。(書面は後日郵送)
- ・期間内に提出がなかった場合又は提出書類に不備があった場合は、企画提案書及び見積書を提出することはできません。

6 質問の受付

応募申込書を提出したもので、この公募に質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付場所

上記3と同じ

(2) 受付期間

2019年9月2日(月)から2019年9月11日(水)17時まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

書面(自由様式)により、電子メールで提出してください。

なお、件名を「香川県・徳島県・高知県広域連携プロモーション事業 シンガポール旅行会社・メディア招請ツアーに係る企画及び運営等業務に係る質問」としてください。

(4) 回答方法

9月13日(金)までに、応募要件に適合している者に対して電子メールで回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てることはできません。

7 企画提案書及び見積書の提出

1) 提出書類

① 企画提案書(様式2) 6部(正本1部、副本5部)

- ・1事業者につき、1案とすること
- ・原則 A4判両面仕様とし、業務仕様書の趣旨に沿って提案すること。
- ・審査の公正を期すため、提案書の副本5部には社名を記入しないこと。
なお、制作体制、体系図等には、応募者の社名を「当社」と記載すること。

② 見積書の記入について

- ・見積金額は、提案内容とその業務に要する一切の費用に消費税及び地方消費税を含めるとともに、内訳を記入すること。
- ・税率は増税後の金額で算出すること。

(2) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで郵送(期間内必着)又は持参

(3) 受付期間

2019年9月10日(火)から2019年9月16日(金)17時まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(4) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

8 審査及び選定

(1) 選定方法

書面により審査を行い、採否を決定する。

(4) 決定

審査の結果に基づき、業務を委託する採用事業者(1社)を決定します。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に書面で通知する。

審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

9 契約

香川県観光協会は、採用事業者から提出された提案書を参考に連携先と協議を行い、採用事業者と契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

協議が整わない場合又は上記4の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

10 その他

(1) 企画提案に要する経費は支給しません。

(2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。

(3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

(5) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載があった書類は、無効とします。

(6) 業務については香川県観光協会および(一財)徳島県観光協会、(公財)高知県観光コンベンション協会と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとることとします。